

平成 29 年 2 月 28 日開会

# 第 2 回臨時会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
2月28日(火)	
■議長開会の挨拶	4
■会議録署名議員の指定について	4
■議案審議	5
■閉会	27

平成 29 年 2 月 28 日開会

美波町議会第 2 回臨時会会議録

平成 29 年 2 月 28 日美波町議会第 2 回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	11 番	丸龍 孝敏	12 番	中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

11 番 丸龍 孝敏

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	舛田 邦人	2 番	岩瀬 公	3 番	江本 昇
4 番	北山 朝彦	5 番	川尻 竹藏	6 番	松本 晋児
7 番	永本善次郎	8 番	寺下 博子	9 番	戎野 博
10 番	向山 篤宏	12 番	中川 尚毅		

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1. 会議事件は次のとおりである。

【発議】3件

発議第1号 美波町議会請願・陳情処理要領の制定について

発議第2号 美波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第3号 美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

平成 29 年 2 月 28 日（火）

（時に 14 時 00 分）

議 長 皆さん、こんにちは。ただ今の出席議員は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年美波町議会第 2 回臨時会を開会致します。

本日の会議を開きます。なお、会議予定につきましては。

江本議員

3 番 議員 議会始まる前に少し時間頂きたいと思います。案件に関しても、いろいろ 3 部ぐらいありますが、この件につきまして臨時議会を議員の総意で 4 名ですか、4 名の総意で出されておるようでございますが、この案件に対して臨時議会は開いて早急に審議をしなければならないものなのか、そこんところの臨時議会の要請理由、またそれに対するこの案件についての提出の理由をお聞きしたいと思います。

議 長 提出者の議員、今の質問に対しまして答えて頂ける方。

北山議員

4 番 議員 私は今の質問、質問の趣旨が理解できませんけど。もう少し分かるように説明をして下さい。

議 長 江本議員

3 番 議員 趣旨におかれましては、分かりませんって、ほいたら 1 つずつお聞きしたいと思います。臨時議会の招集した理由と言うのはどういうことですか。

議 長 北山議員

4 番 議員 目上の方にこんなことは申すのは少し失礼かと思うんですけど、江本議員さんはこの臨時議会、この議員必携で臨時議会について充分把握されてます。把握されてますかね。これ提案には、提案の理由の説明するんでしょ、ほの前になんでせないかんのんですか。議長、ほういうしきたりとかルールとかどこにあるんですか。私そこらがちょっと分からんのですよ。

議 長 小休します。

（時に 14 時 03 分）

（小休中）

（時に 14 時 04 分）

議 長 再開します。

本日の会議を開きます。なお会議に予定つきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を議題と致します。

会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議長において指名を致します。1番舩田議員、2番岩瀬議員、両名を指名致します。

日程第2 会議決定の件を議題と致します。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日1日限りと決定致しました。

日程第3 発議第1号「美波町議会請願・陳情処理要領の制定について」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

北山議員

4 番 議 員

それでは提案の理由を述べさせていただきます。発議第1号平成29年2月28日美波町議会議長、川尻竹藏殿。提出者、美波町議会議員、北山。賛成者、美波町議会議員、永本議員。美波町議会議員、戎野議員。美波町議会議員、中川議員。以上です。「美波町議会請願・陳情処理要領の制定について(案)」を上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。この件につきましては、先般の全員協議会で美波町議会請願・陳情処理要領について審議をいたしましたので、決まり次第議会としてはスピード感を持って制定をするべきと思いますので、制定についての提案を致します。どうぞよろしくお願い致します。

中身の説明につきましては、先般の全員協議会で内容について充分、これについては全議員さん、出席されておりましたよね。出席されておりましたので、ある程度こう中身は分かって頂いとうと思えます。あえて質疑がありましたら、私も分かる範囲でお答えをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを致します。

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。

江本議員

3 番 議 員

この要綱、請願・陳情処理要綱につきましては、いろいろと審議もしてまいりましたが、だいたいこれぐらいのところであ

ていうお話もございました。しかし、最終的なまだ結論までいってなかったように思いますので、これまだ上がってくるのが早急でなかろうかと思いますが、その点についての見解をお聞き致します。

議長 北山議員  
4 番 議員 私はその全員協議会で、皆さんあの時にあと異議がなかったように思います。今、江本議員さんから時期尚早っていうんですかね、そういう意見が出ましたが、あの全員協議会の場で全くこうそういう意見は出されなくって、今この場でそういう意見を出されたという、それはそれでいいでしょう。であるならば、十分ここで審議をやっていきたいと思います。疑問とか内容について疑義とか、そこらについてまず質問して行って下さい。お願いします。

議長 江本議員  
3 番 議員 内容精査についての文言のお話でございますが、十分この中身についての皆さんの意見の相違がないと私はまだ感じておりますので、この件の陳情要綱に制定するという文言とか、美波町公告第2号というようなかたちの制定については、まだ十分な議論がなされていないかと思われまますので、その点についてはどうでしょうか。

議長 北山議員  
4 番 議員 公告、このなんやらですか。これは局長、そうですよね。これは臨時議会を開く議案として、番号を入れてあるだけということなんです。これは今、提案をしとんでね、制定することを提案しますということなんです。うちはでなしに、これについておかしいことがあれば、十分これもう審議して、これほいてね議長、要綱でないんですよ。私先ほど要綱って言いました、これ要領ですよ。これを制定するにあたって、この中身の文言、文言についてではないっていうんは、ちょっとおかしいと思いますよ。文言について、この内容について質疑してもらわなかったら議長、全体についてって、何の質疑の意味が分からんのですけど。この要領について、この間の全員協議会、これ議長が運営してね、あの時に議長も「あとこれでいいですか」って議長も言いましたよね。私もう「ほれでいいです」と、承諾しましたよ。江本さんはあの時に何にもおっしゃらなかったんか、これまた議事録見たら分かると思うんですけどね、そういうことをまた蒸し返すっていうんかな、何の理由があって、あの時も出席されとった江本さん以外の議員さんは

ある程度納得されたと思いますよ。もし納得されてないこう文言があるんであれば、この場で折角これ会議を開いとんでね、この場でやっぱりきちっと不備なところは質して行った方がいいと思いますよ。最終この会議で決めるんが筋なんですからね。私が納得しとらんけんとか、ほういう質疑をされても、何を聞かれよんか私にはちょっと理解できんのんですよ。この場でね、本会議主義であれば、最終やっぱりこの場でこの内容について審議するべきもんなんですよ。これは江本さんも議長までされとった方なんで、十分分かって言われよんか、分からずに言われよんか、ほこらのところ私全く理解できんのんです。議長、折角もうこれね、こういうんをやろうやろうっていういろいろ過去からそういう意見があって、議長主催の全員協議会である程度こうまとめたんですからね、この会でまだほれまとまりきれないというんであれば、どこがまとまりきれないんか、そこらを十分こうね、質疑してもらわなければ、全体全体やいうことでね、質疑はできんと思いますよ。どうですか議長、議長がこれ進めてやった全員協議会でまとめた案なんですよ。これでもうあの時の江本さん以外の人ですかね、もう了解したと私はほう認識してますよ。認識されてない私は納得いかんっていうんなら、その納得いかんところをはっきりね、明確にしてこの会議でちゃんと議論しませんか。ほれが筋ですよ、無茶苦茶な話をしても困ると思いますよ。ほれちゃんとまた住民の請願権を担保すること何でね、きちっとやらなんたら、住民に対しての背信行為にもなりますよ。以上です。

議長

他に。

寺下議員

8 番 議員

今の質疑を聞いてて、私もこの要領に関して議運の委員長として提案させてもらって、その後全協の方で十分に協議頂いたというふうには理解しています。ただそもそも要領っていうのは、現時点で議会の運営がスムーズにいくようにその今の時点での議員で話し合っ決めてるものであって、議員の構成が変わればその都度検討も含め、検証も含めその都度変化して行くものだとは考えています。要領は基本的にその内部のルールとして細目的に定めたものであることから、内規として現議員が共有しておればいいと考えておるんですけれども、そこで制定するというその必要性についてお伺いしたいと思います。

議長

北山議員

4 番 議員

寺下委員長も協議については十分協議されたと、そういうふ



うな認識だということ、よく分かりました。これ制定することについての質問なんです、やはり請願及び陳情については、これは議員がするものではないんですよ。住民、これは日本国憲法に担保された請願権に基づいた請願、陳情は別ですけどね、請願については日本国憲法で保障されとんですよ。これをやはりちゃんと要領についてもまず制定をして住民の皆様知って頂くと、こういうことは当然すべき問題と私思いますよ。ただ内輪の議員だけが分かって、住民は分からなくてもいいと、これは議運の委員長さんとしてはちょっといい方には不足が私は感じます。やはり住民の付託を受けた議員なんです、何に関してもやはり住民の皆さんに知って頂く。まずこれは第1議として考えて行かなければならないと思います。それから議員が変われば内容が変わるっていうような、そういう話もありました。これについてはこれを制定したからといって、これは末代このまま変更するのはまかりならんと、そういうものではないと思いますよ。要領については基本的に法的な位置づけはされていません。ですから、やはりこん中でその社会情勢、いろんなことに鑑みて、これはおかしいなと言う話になればいつでもこれ変更するんにはやぶさかではないと、私は考えますんで、この前回の議長主導での全員協議会で決まったこの要領を個々に制定するんになんら問題はないと私は考えます。以上です。

議 長 寺下議員

8 番 議 員 その制定の考え方っていうのは、それぞれあると思うんですが、私は一言も議会だけが分つとつたら住民は知らなくてもええんじやみたい、そういうふうなことは言っておりませんし、思っておりません。もしそのいろいろな周知の仕方であったりとか、住民に対して直接請願に関しては住民が関わるものであることから、周知のためにどういう方法があるかっていうのを考えたときに、議会だよりも1枚もので挟み込む方が1人でも多くの住民の方に見てもらえると思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 北山議員

4 番 議 員 制定をしたのちに、周知をするんはいろんな手立てを講じてこれは周知すべきと思いますよ。広報に入れるだけでなしに、ホームページにも載せるんなり、やはりこれの内容について住民説明会、これも必要だと思いますよ。やっぱり議会は議員だけが運営するんでなしに、やっぱり住民が議員に付託をして、

自分らの代弁者としてこの議場へ上がって来とうわけなんで、やはりこの要領にしても住民に知って頂く、そういうことをするっていうんは、やはり制定した後にやるべき問題だと私は考えますよ。一言も住民に知らせないっていうんを言うてないっていうような発言がありました。できるだけこれを制定して、いろんな手立てを講じて住民に分かって頂けるような、そういう手立てっていうんを必要だと思いますよ私。ほんなんをもう1つだけやったらええやいうようなね、ことにすべきでないと思います。いろんな手立てを講じて、できるだけ住民と共にね、この要領をつくっていく。そういう説明会の中でこの内容がまだ不備であれば、また変更するんにはなんだ差し障ることはないと思はれますよ。なんしにこれを制定することにそうこだわるのか、私は逆にその制定するんにこだわる理由っていうんが分かりませんけどね。

議 長  
9 番 議 員

戎野議員

議長これちゃんとルールというか、今まで全員協議会で異議はそれ以上ありませんということで決め合ったことですね、今回住民に知らせるために制定を速やかにしていこうという議案であるかと思うんですが、全協で決めたこととなんら変わっていないことをその時に異議を言わずに、ここで制定すること自身を拒否するというか、今日も住民の方傍聴に来ておりますけど、住民の方が直接請願とかそういうことをするためには、やはり内規だけではなく、住民にきちんと交付をする。そして知らせるということが当然やっぱり議会のやり方でありますので、内規だけでええっていうて、そして住民が知らなくてもええというふうな、そういうふう考えは間違っていると思いますので、それはやはりここできちんと制定をしてですね、全協で決め合ったことを、速やかにやるということが議会の務めだと思いますので、是非進めて頂きたいと思います。

議 長  
1 0 番 議 員

向山議員

私からも一言申したいと思いますが、この要領につきましては、1月の11日だったですかね、全協で内容については協議をしたところでございます。それで今日ですね、その後ですね、文言等を整理したものを頂けるかなあとということで待っておったんですが、それはまあ頂けずに今日に到っておる状況です。今日初めてこういう正式な文言を整理したものを頂きました。それで1月11日の後ですね、私も要領について再度こう確認というんですか、して見て、何点かちょっと今後また協議をして

頂きたいような点がありまして見ておったんですが、今日この要領を見て頂いたらその様式の番号とか、様式関係は整理されておりますけども、文言の一部にやはりこれもう少し協議をというんですか、検討して頂きたいところがありますし、今、ご意見を聞かして頂いたら、これも皆さん疑問を持っておられるような方もおいでますので、できればもう 1 度全協なりで検討する場を設けて頂ければいいかなあとと思います。

議 長 北山議員  
4 番 議員 文言についてうんぬんっていう話がありましたんで、まずどこですか。どこがおかしいのか、それを言って頂かなければちょっと分らんのですが。

議 長 向山議員  
1 0 番 議員 2・3 というか、気が付いたところを上げて見ますと、第 1 条の 2 行目の第 9 章に規定するという、規定の定がさだめるがええんでないかなあとということ。それから次の請願書及び陳情書、ここは請願書及び陳情書となっておりますが、2 条それから 3 条については請願書または陳情書、これは及び等でええんでないかなあと思っています。それからですね、第 12 条議員（町の関係者等）がありますけども、これについては議員及び町の関係者等にすべきでないかなあとということがあるようです。後ですね、気が付いたところはこう先ほども申しましたように、様式等は修正しておりますけども、それぞれ議員の意見を聞いてみますと、もう少しもう慎重に協議したらええんでないかということで、私としてはもう一度その協議する場を設けて頂ければと思います。

議 長 北山議員  
4 番 議員 今の件につきましては、まあそういう字句の不備、ここらについては議長、もう少し提案されるときにも提案された方にもうちちょっと指摘をしておいた方がよかったなあとと思います。私もこれ何点か字句の不備は事務局の方には言いましたんですが、そこらについてはどんなんですか、この場である程度直してもいけるような問題のように思います。内容についてどうのこうのやいう話でないように思うんで、それとこの修正した分について配布されなんだ。これも議長が主導してやったもんなんで、今後出来るだけこういうんは私もやっぱり早く配布すべきと思います。

議 長 小休します。

(時に 14 時 28 分)

(小休中)

(時に 14時31分)

議長 再開します。

戎野議員

9番議員 今、字句の修正が出ましたので、向山議員から言われたように、その規定の定とか、そういう直すところはこの場で直したらいいことでもありますし、本来のこの大本というか、元は議運で出されました要領でありますので、ここで修正というか、字句の修正ですから、直して大きな条文を変えるというものでないので、それだけ修正してやったらよいと思いますので、お願いします。

議長 他に。

松本議員

6番議員 ここだけ直すんでなしに、もうちょっと丁寧に見て行った方がいいんでなかろうかなあとしますので、その部分だけ直すいうんでなしに、全体的に見て頂いてする方がいいんでなかろうかと思えます。

議長 ちょっと小休でかんまんけ。

(時に 14時32分)

(小休中)

(時に 14時34分)

議長 再開します。

江本議員

3番議員 ただ今のその件につきまして、議長に対する侮辱的な発言ありましたことを訂正してお詫び申し上げます。本議会において大変失礼致しました。

議長 いろいろ議論が尽くされたんですね。

寺下議員。

8番議員 先ほど提出者の北山議員の方から継続審議というか、再度協議してもってという話が合ったんですけど、最初この臨時会が要請されて、町長・議長とも話されて全員協議会を開くっていうふうな話も聞いてたんですけども、それがやっぱり臨時議会って言う話になったところで、そもそも議会内部の、議会内部で皆できちんと協議していいものを作っていくという内容の提案であるにもかかわらず、そういう協議の場じゃなくてもういきなり臨時会というかたちですということを、されたことに関しては私はやっぱりなかなか理解が出来ません。なので今さらほの継続審議というよりも、どうして臨時会っていうふうな

- かたちをとられたのか、提出者の方にお伺いしてもいいですか。
- 議長 北山議員
- 4 番 議員 ほの件につきましては、この内容について向山議員が指摘された字句については私そこまではちょっと見つけることができませんでした。これを臨時議会にした、こういう不備な要領を臨時議会にしたって理由っていうんですかね、そういう理由はないです。これは不備でないと私は感じてましたんで、先ほども言いましたように、この要領を会議規則に載せるのはおかしいというような話が事務局長からありまして、県の議長会に問い合わせたところやはり最低限のもんだけを決めるべきと、やっぱり法的根拠のないこの要領を法的根拠のある会議規則に載すのはおかしいというような、そういう話がありましたんで、とりあえず会議規則の内容については変更して、まず臨時議会を請求した時点での議案というのかな、としてこの制定を出しておりましたんで、そのまま臨時議会でというような運びになりました。これが不備なんを全員協議会でなしに臨時議会にした理由っていうんはないです。当初からのそのままの流れで来てます。もうちょっと全員協議会でってというような、そういう話があったやに言われましたが、私はそういう認識はないです。私自身はこれが不備だから全員協議会でもっと審議しませんかやというような、そういう話は聞いておりません。
- 議長 長 小休します。
- (時に 14 時 38 分)
- (小休中)
- (時に 14 時 38 分)
- 議長 長 再開します。
- 9 番 議員 戒野議員
- 今、これは議長、2月の13日の月曜日にきちんと議会のルールに沿って臨時議会の請求、これ当たり前のルールに沿ってます。そしてその後ですね、提出した方にもっと説明を求めるとか、全協を開いてまた議運なりそういうところでさらにその提出の意図、意図というかその思いを聞きたいという話もありませんでして、町長からですね、2月の21日に提出者との話し合いがありまして、20日以内に開催をしなければルール上いけないということでありましたので、我々としたら全協を開くなり、それはやぶさかでもないしいつでも話し合いましょうということでその21日の日にですね、「議長の方に全員協議会を開くんだったら受けて行きます」と、その旨を伝えました。しかしそ

の後、開くことはできないままですね、町長の方から定例会の中で臨時会というわけにはいけないから、もうリミットの早くせないかんからということで、議長には3月6日頃に全協を開くという旨を町長から聞きましたが、とてもそれだったら前後していけないということで、この期に及んだという経過だけはきちっと事実として知って頂きたいと思います。

議長 長 ちょっと小休してかまいませんか。

(時に 14時40分)

(小休中)

(時に 14時43分)

議長 長 再開します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

江本議員

3番議員 私は反対の立場で、実は先ほども申しましたように、いろいろ詰めなければならぬ部分もありますし、また受け取り方によって内容についても格差があると思いますので、この案件そのままを採択するということには反対致します。

議長 長 他にございませんか、反対討論。

次、賛成討論やな。

戎野議員

9番議員 これはですね、今までもルール述べてまいりましたように、議運の案をもとにですね、全協で意義がないということで納得されたものを速やかに制定して行こうと、そのことによって住民に早く知らせて行こうということも含めて、要領ということで、そのままのかたちで提案したものであって、それをここで否定するということは全協そのものも否定して行くような格好になっていくだろうと思いますので、やはり住民の請願の仕方をちゃんと住民にも交付というか、知らせるということに反対する議員がおるということは、私は納得もできないし、住民も驚かれるだろうと思いますので、是非この議案に賛成をしてまいりたいと思います。

議長 長 中川議員

12番議員 私は賛成をするという立場で話したいと思います。請願というのは本当に毎回毎回ね、住民から出されるんです。そのためにはやっぱりその請願の扱いをこんなふうにやりますと言うのは早く町民に知らせるべきだと思います。そういう意味で内規にして置いときたいという意見もあるようですが、現時点で最

議

長

善のね、この案を早く制定して、公開してもらいたい、こない  
思います。

討論なしやね。

これから発議第1号「美波町議会請願・陳情処理要領の制定  
について」をお諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま  
す。

( 賛成 4 : 反対 6 )

(賛成4番・7番・9番・12番：反対1番・2番・3番・6番・8番・10番)

「起立少数」です。

よって発議第1号は否決されました。

日程第4 発議第2号「美波町議会会議規則の一部を改正する  
規則の制定について」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

北山議員

4 番 議 員

発議第2号平成29年2月28日美波町議会議長、川尻竹藏殿。  
提出者、美波町議会議員、北山。賛成者、美波町議会議員、永  
本議員、美波町議会議員、戎野議員、美波町議会議員、中川議  
員。以上の賛成を得まして、「美波町議会会議規則の一部を改正  
する規則の制定について」、別紙のとおり地方自治法第112条及  
び会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

内容の説明をさせていただきます。説明につきましましては、この新  
旧対照表も見て頂きながら聞いて頂ければと思います。美波町  
議会会議規則の一部を改正する規則。美波町議会会議規則（平  
成18年）美波町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
目次中、「第16章会議録（第121条・第122条）」を「第16章  
会議録（第121条-第124条）」に、「第17章全員協議会（第123  
条）」を「第17章全員協議会（125条）」に、「第18章議員の派  
遣（第124条）」を「第18章議員の派遣（第126条）」に、「第  
19章補足（125条）」を「第19章補足（第127条）」に改める。  
本則中、「第16章会議録」に次の第123条と第124条を加える。  
これにつきましましては、住民参加の促進から会議の公開の原則の  
1つである会議録の公開の原則に基づくもので、また特に執行  
機関は地方自治法第121条により原則として議会への出席権が  
ないので、会議の結果の報告は必要性が大きいということから、  
（会議録の配布及び閲覧）ということで、第123条会議録は印  
刷して、議員及び関係者に配布する。2項、2項につきましましては

住民に対する説明責任を果たすということで、住民には閲覧用の会議録を整備し、閲覧に供するという文言を入れるようにしました。次に会議録に掲載しない事項、これにつきましては標準の町村議会会議規則というものがあまして、その中に掲載をされておって、美波町の会議規則にないものです。ないのでこの際やはり入れるべきと。配布される会議録がありますんで、こういう文言を入れるべきということで加えました。その内容っていうんが、第 124 条として、前条の会議録には秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 63 条（発言の取消又は訂正）の規定により取り消した発言は掲載しない言うことです。次に本則中第 18 章、議員の派遣の 126 条に次の 3 項を加えるということで、議員の派遣第 126 条 3 項としまして、派遣された議員は帰宅後 7 日以内に派遣復命書（美波町職員服務規程第 15 条 出張復命書様式第 6 号と同じ）により、その結果を議長に報告すると、これにつきましてもやはり住民に対する説明責任を果たすということと、職員が職員服務規程の中で規定をされて行っておることなので、特別職である議員も当然するべきということで追加をさせて頂いております。最後に附則、この規定は公布の日から施工するということです。以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。  
寺下議員

8 番 議員 今、初めてこの新旧対照表を見せてもらったので、直ぐに判断するってなかなか難しいところがあるんですけど、1つお伺いしたいんですが、123 条の議員及び関係者に配布するという部分の関係者っていうのは、どういう線引きで行うのかお伺いします。

議長 北山議員  
4 番 議員 この 123 条につきましては、皆さんも持っておられる議員必携の中に書かれております。この関係者、私も疑問を抱きまして聞きました。これは全国の議長会に聞きました。この関係者とはどういう方を指すのかということ、まず私思っていたのはまず理事者。先ほども言いましたように執行者は本議会に今日も出席されておりませんが、出席権はないんですよ、これは自治法の 121 条で先ほど言ったようにないんです。この結果っていうんはちゃんと会議録にして報告をする、これ当然の話だと思います。それともう 1 点全国の議長会が言うには、会議録をきちっと保存するのが図書館で保存をして頂きようところが



あるんだと。図書館に行けば過去の議事録が全て閲覧できると、全国の議長会はこの関係者という中に図書館を想定しておると。私これを聞いた時にさすがやっぱり全国の議長会だけはあるなあと、いろんなことを考えた中でこれからの議会改革も含めた中で。私その件について図書館と理事者って明記をしてもええんかなって考えたんですが、やはり関係者として今後いろんなところでこの会議録を住民の方が閲覧できるような、そういうことをその議会、議会が考えていくと。議会改革として考えていくと、というような中でやはり関係者ということで広く縛った方がいいんでないんか。今、質問された中には図書館ということですが。私はこれはいいことだなあと、今後、美波町議会も図書館で管理をして頂いて、住民誰もが議会の内容、会議の内容を閲覧して頂けるような、そういうことをやっていくべきでないかなってということも含めまして答弁とさせていただきます。以上です。

議長 江本議員  
3 番 議員 この案件につきまして私も初めて拝見させていただきますが、やはり会議規則の内容変更ということにつきまして、やっぱり今もう意見がございましたように、議員及び関係者に配布するというようなことで、ほういうふうに聞かれた範囲のことで説明頂きましたが、やはりこれに関してもかなりこれから精査して行く問題であろうかと思えます。またいろいろ次にあります出張復命書につきましても、ほのように今の現状で十分対応できておるっていような感じも受けておりますので、これまで必要なかなっていうところは、これから十分我々も持ち帰って精査する必要があると思えますが、この点についてはどうでしょうか。

議長 北山議員  
4 番 議員 これはまず会議録の件について説明します。議長に逆になってもいいですか。まず会議録のことについて説明します。議員さんも持たれてますよね、当然これ江本議員さんが議長された時の議員必携です。今の新しいやつ、もういっこん前の、江本さんが議長をされてとった時の議員必携です。当然これ読まれようと思えますよ。こん中にあります先ほど言いましたように、会議の公開の原則である会議録の公開っていうんは、請求があった場合はできるだけ閲覧をさせなければいけないと、住民の方に対して。そういうことからして、この中にも同じ様に条文は入っとんですよ。それから 5 にまた新たなこの議員必携にも

同じような内容が入とんです。ずっとこれは全国の議長会としてはやるべき問題だと、そういう認識のもとにずっと継続をされとう問題なんですよ。それを今後検討して行くやいう、今さら検討して行くよりも、やはりこの全国の議長会がいいとしとう条文っていうんは当然踏襲していくべき、私は考えますけど。それについてまたご意見がありましたら言って頂けたらいいと思います。

それと何でした、復命書。復命書についても先ほど言いましたように、これは町の職員さんも出張復命書、出張に行ったらちゃんとこういうことでしたよと公の公費を使って行ったんだから、こういうことでしたよっていうんを文章で出しょんですよ。議会はこういうことをされてないんですよ、議員も特別職なんですよ、町の職員の。職員と同じ様な職員であるんで、公の公費を頂きようわけなんで、当然やっぱり文章で復命すべきと思うんですけど、今、なあってほれでいいっていうんであれば、どういうことでええんか、そういうことも逆に聞かして頂いたらと思いますんで、そういうことも言って下さい。

議長 江本議員  
3 番 議員 いろいろる説明頂きましたが、実質大きな枠内で決まっておることを実行して行く中で、ここまで会議規則の変更が必要なのかっていう感じも私受けますので、そういうふうな中で大枠の中で十分対応ができて、どんどんどんどんうちの議会運営をやっていく中で、ここまで小っちゃあに、議会内部で決めて踏襲していく必要があるのかなあというようなことで、私はここまで、今まで十分やってこれたのに、これ以上まだ決め事を持っていくのかなっていうところが、ちょっと私の所見としては思っておりますので。これは私の意見です。

議長 北山議員  
4 番 議員 議長をされた方の発言とは思えんような発言なんです。  
議長 北山くん、ちょっと冒頭にほういう言葉を先に言うたらいかんは、失礼な。

4 番 議員 今までこれで行きよったって言われますけど、やはりちゃんとほの出張に行って、視察に行って、その結果報告っていうんは住民からも、もうちょっと詳しい説明をして頂きたいと、こういう意見はいろいろあったんですよ。ほんな意見も全くほら聞いてないんかどうか私は分かりませんが、やはりこれからの議会活動としては公の金をきちっと使ったら、それに対しては説明責任を果たすべきなんですよ。これは全国の議会が全

てほういうことをやりよんですよ。説明責任を果たさんっていうような議会があるんだったら、私ほの議会なんていうところか聞かして頂きたいぐらいです。今の美波町議会はそういう説明責任を果たしてないと私は考えますよ。果たしてますか、住民説明会もやらない、議会広報の説明会もやらない、これは住民から議長に対しても議会説明会をやって下さいと、そういう意見を何回も議長にも、前の議長にもあったやに思いますよ。前の議長も聞いてどうでしょ、聞いてないですか。こういうことがある中で、今までやれよると、そういう発言は私いかなもんかなあとそう考えますよ。

議長 北山議員、ちょっと話が今のんでずれて、ずれていきょうような言い方しようで。前議長の話しから、住民からや。

4番議員 前議長やって聞いてどうでしょ、説明をしてくれと。

議長 ほなけん、この案に対してそういうふうなね。

4番議員 ほういうことからして、説明責任を果たされてないんですよ。そういうことからしたらね、最低限復命書はするべきです。職員やってやりよんです。議員やって特別職の職員なんですよ、同じことをやらなんでどうするんですか。職員になって示しつかんでしょう。付託しとう住民に対しても示しつかんでしょう。公のお金使うんですから、ちゃんと説明責任を果たすために行って帰ってきたら復命書を出すべきですよ。議長に出すべきですよ、議会の長なんですから。議長からも当然ほういうんはやれと言うんが議長の立場と私思いますよ。以上です。

議長 中川議員

12番議員 今回の会議録の配布の第2項に住民には閲覧用の会議録を整備し、閲覧に供すると。これは素晴らしいことだと思うんですが、具体的に今ね、住民の方が議会の様子を知りたいと思った場合は傍聴に来る。もう1つは議事録を入手するということやね、これについてはね、美波町1ページコピーするのに20円いるんですね。ほれが100ページもなるとものすごい金額になるんです。そういう点で閲覧用ね、会議録を整備するっていうのは非常に住民にとってはいいことだと思うんです。ところでだいたいこの整備する場合どんなところに置くというふうに考えておるんでしょうか。

議長 北山議員

4番議員 私は基本的に事務局、それと先ほど言いました全国の議長会が含めて考えておる図書館、住民の皆さんが一番活用されるといふ図書館で会議録を見える。それもずっと過去にさかのぼっ

て見ると、そういうような閲覧の仕方が私は望ましいと考えております。以上です。

議長

他に。

中川議員

12番議員

次に復命書の問題ですが、これもね、至極税金、公費を使って、町民のお金を使って行つとるわけですから、やはり報告はすべきだと思うんですが。これをね、今回取り上げた切実な理由というか、事例というのはあったんでしょうか。

議長

北山議員

4番議員

少なくとも議会の視察について住民に対して説明がされておられません。そういう視察について議会から派遣された場合、当然やっぱり復命書、個人個人の復命書も出す。そしてそれを1つの委員会でまとめると。これはテレビの広報の委員会がありますが、この委員長はそういうことをされておりました。もう少し帰って即やっぱり復命書として忘れないうちに、やっぱりまとめて出すと。そういうことをやらなければずると日にちが過ぎたらいろいろ視察してきたことも忘れるということがありますんで、一番忘れない期間としては帰ってきて1週間以内ということに規定をさして頂きました。以上です。

議長

寺下議員

8番議員

すいません、先ほどの中川議員の質問と、北山議員の答弁でちょっと思ったんですけど、整備するっていう部分で中川議員はコピーするのにお金がかかるっていう話をされたんですけども、これは事務局と図書館に会議録を置いて、閲覧して頂くっていうことで理解していいんですよ。全部持ち出してもいいとかいうことではないですよ。

議長

北山議員

4番議員

これは書いておるように閲覧ということで、いつでもまあ、今会議録についてはホームページに載しておりますが、全ての高齢者の方、美波町も他の町村と同じ様に高齢化どんどん進んでおります。全部の高齢者がホームページを見たり、それをプリントアウトするっていうこともできませんし、先ほど中川議員さんがおっしゃって頂いたようにコピーをしてもかなりの金があると。そういうことであればまずやっぱり内容を知って頂くという観点から、閲覧用の会議録を整備して、図書館と事務局で、わざわざ町民の方の中にはやっぱり事務局の3階まで上がって来るんはちょっとたいそうなの。しかし日和佐図書館として駅へちょっと用事があった帰りを見て、ほういや議会がこ

ういうんをどんなことをやったんかなっていうことで見て頂くと。できるだけ議会が住民と共に歩いていくという観点からしたら、やはり事務局と図書館で閲覧をして頂くということを私は想定をしております。以上です。

議長 他にございませんか。

戎野議員

9 番 議員 先ほど江本議員の方からここまで細かく規則を定めなくても今までには十分やってきたという発言がありましたが、じゃあこれに細かく書かなくても今まで十分ということはちょっと分かりにくいんですが、閲覧についても関係者について情報公開別としても会議録を欲しいというたら今までどおりであってもいける、渡すこともできるということで理解した方がいいんですか。その点ちょっと反対の理由について分かりにくかったんでお答えをお願いしたいと思います。

議長 北山議員

4 番 議員 私は戎野議員さんから重要なお意見を頂きました。この復命書っていうんにつきましては、これは出すことによって公開条例、議会も含まれとんですよ。美波町の公開条例の中に議会事務局、議会っていうんかな、局長どんなんですか、議会というんで入っとなんですかね。議会ということが入っとうということからしたら、住民の方の公開請求によって、この復命書も住民に見て頂けるっていうことになっていくんです。今まで江本議員さんは今までのんでいけよった、いけよったっていうんですが、やはりこの美波町の条例、公開条例に基づいてもきちっとやっぱり対応ができるということにもなりますんで、この派遣復命書っていうんは重要な問題だと私は考えますんで、以上付け加えておきます。戎野議員さんありがとうございました。

議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

寺下議員

8 番 議員 私は反対の立場から討論させて頂きます。まず会議規則の改正については今後の議会運営にも大きな影響を及ぼす重要な案件であると思います。今日初めてこれ見せて頂いて、先ほど関係者のことに関して質疑もさせて頂いたんですけども、そういうふうに提案者側から説明して頂いて初めて中身が分かるっていう状況では、運用するその議員なり議会側が読み方によって判断が異なる可能性もあるとなると、議会が混乱して正常な議会としての機能を果たせなくなります。やはり具体的にその

判断が変わることのないように具体的に書き込むべきであるし、そのあたり本来もっと協議する必要があることではあったと思いますが、ここで今判断をするとなるとこの規則の案の内容に関しては、やはり反対致します。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員 今、寺下議員の発言に含めて、私は賛成の立場から意見を述べたいと思います。今、寺下議員は運用の面において判断が受け取り方によって異なっていくと。じゃあこれ全国議長会が定めたこの議員必携に書かれたことは関係者というふうに載つとる。そのままではおかしいというふうに全国議長会に物申して行くんですか。そのとおりに書いてあることを、それはおかしい言うんだったら定めたこの議員必携に書かれたことを変えるべきだというふうな意見を同時にやっていくべきだと私は考えておりますので、その点もおかしいのではないかと思います。それからこの住民が閲覧用に会議録を見るとき、それから会議録を関係者を含めて配布する。そういうことをしたらなぜ困るのかをはっきりとおっしゃって頂きたい。それから復命書、公費を使って余所へ行った時の報告を兼ねて作っていく。もし情報公開があったらそれをきちんとこういう効果があったというふうに出して行く。そういう報告をすることになぜ反対するのか、反対の理由をいっことも示さずにですね、やるのは全く議決をするまでの以前の問題であるかと思っておりますので、その点をはっきりした上でやるべきだと思います。

議 長 江本議員  
3 番 議 員 私も反対の立場でいろいろ意見の違いもあると思っておりますので、うちは自分の信条として、やはり規則っていうんは大まかなところで一応決めて、その中で細部に渡っての話だと思います。しかし、規則をこういうふうなところまで踏み込んでいくっていうより、大きなところで議会運営で調整を取りながら進めていくっていうことで、私は規則を根本的に変えるっていうことには賛同しかねるので、私は反対の立場として発言させていただきます。

議 長 戎野議員、もう1回するんですか、討論は1回です。  
中川議員

1 2 番 議 員 私は是非ともこれ改正して欲しいという立場から述べさせていただきます。1つはね、住民に対してどれだけ情報公開するんかと、議会の姿勢をね、やっぱり示すためにもね、町民の方にもこうすれば議会の情報が得られるということをはっきりと示す

べきだと思う。そういう点で 123 条 2 項もちろん第 1 項もそうですけれども、是非とも改正して頂きたい。

次に復命書の問題ですが、これもね町民に聞いたらね、「何言よんな」と、「町の公金使こて行って報告もせんってなにごとな」と、「ものをお金を使こたら領収書を渡すんはあたりまえや」と。「視察に行ったら報告書出すんがあたりまえや」と、ほういうふうにして私怒られました。そういう点でもね、やはりこの復命書、そんなにめんどいことでないんですね、簡単な様式ですから、できんことではないということで、是非ともね、これも改正して頂きたいと思います。

議 長  
1 0 番 議 員

向山議員

私はちょっと協議をしたい、して頂きたいという面で、この懸案については反対の立場なんですけども、出張復命書、派遣された議員は帰宅後 7 日以後にうんぬんとあってですね、その結果を 15 条で出張復命書、議長（服務規程第 15 条出張復命書様式第 6 号と同じ）により、その結果を議長に報告すると。私も長い間、町の職員でお世話なつたんですが、職員の場合は今はちょっと分かんなんですけど、但し書きがあつて軽微なものについては口頭で済むことができるということが当時あったように思います。できるだけもちろんですね、公費を使って出張した場合は報告するべきだと思いますけども、中には軽微なもので済むものもあるんでないかなあという気がするので、これについてはもう少し検討というんですか、して頂きたいということで、この言い切る案、委員会条例会則（案）についてはもう少し検討の余地があるので反対したいと思います。

議 長

小休します。

（時に 15 時 22 分）

（小休中）

（時に 15 時 23 分）

議 長

再開します。

討論はこれで終わります。

これから発議第 2 号「美波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願えます。

（ 賛成 4 ： 反対 6 ）

（賛成 4 番・7 番・9 番・12 番：反対 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番）

「起立少数」です。

よって発議第2号は否決されました。

日程第5 発議第3号「美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

北山議員

#### 4 番 議 員

発議第3号平成29年2月28日美波町議会議長、川尻竹藏殿。提出者、美波町議会議員、北山。賛成者、美波町議会議員、永本議員。美波町議会議員、戎野議員。美波町議会議員、中川議員の賛成を得まして、「美波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、提出します。

内容につきまして、今回の美波町議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、議員必携に掲載されている標準、町村議会委員会条例にあって美波町議会委員会条例にないものをあげているのと、先ほども言いましたように美波町住民の信託を得るべく、住民参加の促進、議会の会議の原則公開及び住民への説明責任についての必要な条件整備ということで改正を提案します。目次中の改正です。「第1章通則(第1条-第11条)」を「第1章通則(第1条-第12条)」に、「第2章会議及び規律(第12条-第19条)」を「第2章会議及び規律(第13条-第20条)」に、「第3章公聴会(第20条-第25条)」を「第3章公聴会(第21条-第26条)」に、「第4章参考人(第25条の2)」を「第4章参考人(第26条の2)」に、「第5章記録(第26条)」を「第5章記録(第27条)」に、「第6章補足(第27条)」を「第6章補足(第28条)」に改める。本則中、「第5条」の後に「第6条」を加え、「第6条」を「第7条」に、「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に、「第9条」を「第10条」、「第10条」を「第11条」、「第11条」を「第12条」、「第12条」を「第13条」、「第13条」を「第14条」、「第14条」を「第15条」、「第15条」を「第16条」、「第16条」を「第17条」、「第17条」を「第18条」、「第18条」を「第19条」、「第19条」を「第20条」、「第20条」を「第21条」、「第21条」を「第22条」、「第22条」を「第23条」、「第23条」を「第24条」、「第24条」を「第25条」、「第25条」を「第26条」、「第25条の2」を「第26条の2」、「第26条」を「第27条」、「第27条」を「第28条」とする。この後に(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)第6



条、議員の資格決定の要求または懲罰の動議があった時は前条第 1 項の規定に関わらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置するものとする、そして第 2 項として、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は前条 2 項の規定に関わらず 6 人とする。これにつきましては、議員必携の標準町村議会委員会条例にあって、美波町委員会条例にないので加えるということです。それと先ほどもありましたが、議会の顔であります議長について「おまえ」というような不適切な発言がありました。これは当然、懲罰委員会に係る問題だと議員必携には書かれておりますので、こういう条文を標準と同じような条文を標準と同じような文言で入れるべきということで、改正です。それから本則中第 17 条第 1 項を次のように改める。

(傍聴の取扱い) 第 17 条、委員会は議員の他、住民が傍聴することができる。(ただし住民は資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会を傍聴することはできない) これにつきましては、委員会の審査の質を高めるため、原則公開としての必要条件を整備するものです。但し書きにつきましては、県の議長会の事務局に照会をしたところ、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会については、公開すべきでないという指導を頂きましたので、傍聴をすることはできないとしてあります。それから最後に附則、この条例は公布の日から施行するということです。よろしくお願いを致します。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

寺下議員

8 番 議員 ただ今、説明のあった第 17 条の件に関してなんですが、現状でも傍聴に関しては委員長、許可しておりますし、現状のかたちでいいのではないかと私は考えますが、そのあたりどのように変わるのかを教えてくださいと思います。

議長 北山議員

4 番 議員 これはこれに書かれておるとおりです。今までは委員長が許可をすると、委員長が許可するというようなそういうことで規定をされておりますが、これも古い議員必携です。この時の全国議長会の提言ということで書かれております。各委員会の原則公開としての条件整備を進めるべきということで、この時に全国の議長会が提案をされておる。その時に本美波町では提案をされていませぬので、きちっと委員長が許可要件となつて、これに書いております。傍聴は委員長の許可要件となつておるが、全国の町村議会では半分に傍聴さすのは止まっておると。

うちは傍聴はさせておりますが、基本公開ということで委員長が許可をしなくても当然基本公開ということであれば、住民も公開できると、そのように書くのがいいと私は感じます。委員長に許可をして頂いて、公開するんが原則公開っていうんにはあたらないと。原則公開であれば住民も傍聴できると、そういう明文にするべきと私は考えますんで、今回こういうふうに変えました。そんな中で原則公開ではあるけれども、資格審査特別委員会及び懲罰の特別委員会、これにつきましては個人の名前が出ますんで、それについては公開すべきでないというような県の議長会の指導もありますんで、これは傍聴はできないと、そのように文章的に入れております。そういう答弁でいいですか、納得できなかつたらまた質問して下さい。

議 長  
8 番 議 員

寺下議員

ただ今の北山議員さん持たれている議員必携にはそういうふうな部分が載っているってあったんですけども、新しい、一番新しい第10次の議員必携には、その傍聴の取扱いに関しては現行のここでいう16条の分しか入っておりません。そういうことも含めてやはり議員必携もその時代においてさまざま変わってくる、その当時はこういうことをすればいいのではないか、そういういろいろ全国の省令を見てあったとは思いますが、私自身はこのまあ標準規則に則って、町村議会もやっていくことを基本に置くべきだと思っておりますので、そのあたりまたお伺いできたらと思います。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

先ほどの議案では全国の町村議会が書いとう条文に対して否定的な発言をして、今回は何か全国議長会のんがそのままええっていうような工程的なご意見、その場その場の場当たりのなこう感覚っていうんはちょっと私には理解ができませんが、少なくとも基本公開、原則公開ということになれば委員長に許可をして頂かなくても住民は傍聴して頂くと、これが一番住民にも分かりやすいことだと思います。私は住民に付託をされて議会に上がってきていますんで、まず住民の感覚っていうんですかね、議員個人の感覚よりも住民の感覚を尊重した条文でなければならないと思いますんで、私はこの条文の方がいいと思います。やはりこれはできるだけ住民に聞いて頂いて、どっちがいいか判断をして頂くような、そういう機会も持って頂ければありがたいなあと思いますんで、よろしくお願い致します。

- 議 長 質疑ございませんか。  
中川議員
- 1 2 番 議 員 今までの委員会の運営で、委員長が傍聴さしてもよろしいか  
いなあいうてこういうことを聞くということが多かったんで、  
この際やはりはっきりと住民は傍聴できるんじゃないかと明記した方  
がね、委員長も運営しやすいんでないかと思えます。それで私、  
質問したいのは、もし傍聴者が大きな声で話をしたりした場合、  
心配ないんですかということをお聞きしたいと思いま  
す。
- 議 長 北山議員  
小休します。  
(時に 15 時 40 分)  
(小休中)  
(時に 15 時 41 分)
- 議 長 再開します。  
北山議員
- 4 番 議 員 第 2 項で委員長は必要があると認めたときは、傍聴人の退場  
を命ずることができる、これは今までどおりの条文がありま  
すんで、やはり委員会を統括する委員長としては委員会が混乱  
をするようなかたちになれば、当然委員長権限として傍聴を辞  
めてもらおうと、こういうんがありますんで、私はいけると思いま  
す。以上です。
- 議 長 北山議員
- 4 番 議 員 それともう 1 点、中川議員さんからおっしゃって頂きました  
今まで委員長に断りをしなければ傍聴ができないと、委員長が  
許可したものでなければ傍聴ができないと、そういうふうにな  
っておりました。今の委員長さんはほういうことはないんだろ  
うと思うんですが、やはり今後どういう方が委員長になって傍  
聴をささないというような話になってもこれはいけないと、そ  
ういうことがあれば原則公開から反してしまうんじゃないかと  
私は考えますんで、やはり中川議員さんと同じ様な考え方で住  
民も傍聴できるという文章に変えるべきと思って、私は今回変  
えることにしました。以上です。
- 議 長 他にございませんか。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
舛田議員
- 1 番 議 員 私は反対の立場で、自分の今の考えていることで討論とした

いと思います。まず最初に臨時議会まで開いてこの議案を持ってきたその意味、本当の何を望んだのかという意味が未だに分か  
らんのです。今なぜ臨時議会まで開いてせないかんのんか、  
そういうことで、今、美波町 7,100 人ぐらいでどんどん人口が  
減っていくんですよ、それでそんな時にこの人口が減って小さ  
い町になっていく、子どもも生まれる子が少ない、もう避難タ  
ワーとかそういう災害のことでも今何にも始まったらんでは  
しよ。そういう時に何でそういう大事なことをせないかんことが  
いっぱいあるのに。

議 長 舛田議員、反対ということで。今の反対討論で舛田議員は反  
対討論です。

1 番 議 員 ただ今の私の発言、訂正してお詫び申し上げます。申し訳ご  
ざいませんでした。

議 長 もう他にございませんか。

これから議案第 3 号「美波町議会委員会条例の一部を改正す  
る条例の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願えま  
す。

( 賛 成 4 : 反 対 6 )

(賛成 4 番・7 番・9 番・12 番：反対 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番)

「起立少数」です。

よって発議第 3 号は否決されました。

お諮りします。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成 29 年美波町議会第 2 回臨  
時会を閉会します。

お疲れ様でした。

(時に 15 時 48 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 29 年 3 月 30 日

美波町議会議長 川尻竹蔵

議会議員 外田邦人

議会議員 岩瀬 公